

(臨時休業)

学管則第19条により、校長は、次の非常変災その他急迫の事情があるときは、学校の全部、又は当該年次の授業日を、臨時に休業日とすることができる。

- 一 大雨のレベル3以上の警報(警報、特別警報、危険警報)、暴風警報、暴風雪警報が岡山市、瀬戸内市、備前市、赤磐市、和気町又は倉敷市のいずれかに発令された場合で、午前10時までに解除されないとき。
- 二 土砂災害のレベル4以上の警報(特別警報、危険警報)、暴風特別警報、暴風雪特別警報のいずれかが、岡山市、瀬戸内市、備前市、赤磐市、和気町又は倉敷市のいずれかに発令された場合で、午前10時までに解除されないとき。
- 三 河川氾濫のレベル4以上の警報(特別警報、危険警報)が、旭川、百間川、吉井川のいずれかに発令された場合で、午前10時までに解除されないとき。
- 四 警報等は発令されていないが、山陽本線（岡山～瀬戸）が運行を停止しており、午前10時までに運行を再開しないとき。
- 五 風水害、大雪、地震、津波若しくは火災等が発生したため、又はそのことにより公共交通機関が遮断されたため、登校若しくは授業の実施が著しく困難なとき。
- 六 感染症等の予防上必要のため、いわゆる「学校閉鎖」又は「学年閉鎖」をしたとき。
- 七 前各号に定めるもののほか、校長が特に必要と認める事情があるとき。